

日本語教育機関の告示基準に基づいて、本校は、毎年、教育水準の向上と適切な業務運営を継続させるために自己点検・自己評価を行っております。その結果を以下のとおり公表します。

2024年3月31日

MJ 日本語教育学院 学院長 樋口裕一

2023年度 自己点検・自己評価項目

1：達成している 2：ほぼ達成している 3：どちらともいえない 4：取り組みを検討中 5：改善が必要

1 教育の理念・目標

評価1

学校の理念・教育の目標・育成する人材が明確か、社会のニーズに合うか。それらが適切であるかを学期（6ヵ月）ごとに職員会議等によって点検を行なっているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

- ① 高いレベルの日本語コミュニケーション能力を育成することをめざしている。2名の卒業生は志望している専門学校への入学を果たし、在校生も日々力をつけている。在校生がよりいっそうの力をつけることができるように、会議において教員同士の情報交換を行い、授業研修によって教育レベルの向上をはかっている。
- ② 相互尊重と理解を持つ国際的に優秀な人材を育成し、国際社会に適応する素質の高い人材を育成すること、多元文化の共存を促進することをめざしている。本校ではベトナム、ネパール、インドネシア、スリランカ、中国を出身とする学生が共に学び、交流を深めている。教材および授業、課外授業によって多文化共存の意義を教え、また日本の文化とじかに触れ合う機会を作っている。
- ③ 職員会議議事録、個人授業資料により、教員間で理念・目標の共有を図り、理念・目標に基づいた実践が行われたことが確認できる。

2 学校運営

評価1

運営体制が日本語教育機関の告示基準を満たしているか。組織運営財務管理等の決定システム・コンプライアンス制度が整備されているか。組織変動や人事異動等が発生した場合、遅滞することなく関係官公庁に届出るとともに、日本語教育機関の告示基準を更新している。

<現状・具体的な取り組み／課題>

- ① 運営体制が日本語教育機関の告示基準を満たしている。
- ② 組織運営財務管理等の決定システム・コンプライアンス制度が整備されている。
- ③ 組織変動や人事異動等が発生した場合、遅滞することなく速やかに関係官公庁に届出している。

3 教育活動

評価2

教育理念に沿った教育活動を行っているか。教員の指導力や課程の質を改善するために努力しているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

- ① 「実践的で確かな日本語能力及び高いコミュニケーション能力を育成」に向けて、カリキュラムと教材についての検討を重ねてきた。今年度はクラス、学生数が増え、全3クラスに対して「日本語教育の参照枠」を意識しつつ『できる日本語』（初級、初中級、中級）すべてのレベルについて実践と検討をすすめている。
- ② 専任に授業担当の非常勤教員4名が加わり、当校の教育理念および「参照枠」についての理解を一致するため、学習会を実施した。また「参照枠」に沿った評価にばらつきがでないよう、JOPTおよびJFSロールプレイトテストを試行している。

課題：「参照枠」等への理解を深める取り組みを増やしていきたい。

4 学習成果

評価2

在校生の日本語力が向上しているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

第1期卒業生スリランカ学生2名が、目標であった自動車整備の専門学校に進学できることになった。また昨年7月の JLPT では、N2に1名、12月ではN3に1名、N4に2名が合格した。上記3-①のテキストの使用により、口頭でのコミュニケーション力他に成果がみられるが、非漢字圏学生であることもあって、相変わらず中級以降の読み書きの伸びが停滞している。漢字の指導法については今後も研究を進める必要がある。

課題：新聞配達がアルバイトの学生が増えたが、日本人とのコミュニケーションの機会が少ない学生にどう日本語で「できる」の達成を実感できる機会を作るかが課題である。

5 生徒支援

評価2

①教員と事務職員が連携して在校生情報を共有し、在校生の学習相談・進路相談を実施しているか。

②防災・緊急時対応の体制が整っているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

① 現在、2023年4月から事務職員が入社し、学生数が増えているとともに留学管理システムなどを利用し、留学生の情報を管理している。また、教職員ともに新入生入学後すぐに「外国人在留マニュアル」上のルール教育を行い、犯罪防止のためには、管轄の八王子警察署と連携し、日本社会で安全に生活するための指導を行っている。生活面や学習面におけるサポートについては、ネパール語およびベトナム語ができる通訳スタッフと教職員が連携し、きめ細かく指導をしている。休日や長期休暇中も電話やSNSで対応できる体制を整えている。

出席率の重要性を常に強調し、遅刻など発覚した場合、教職員よりすぐに連絡し、またネパール語およびベトナム語ができる通訳スタッフを通して指導を行い、学生全員の出席率が95%以上保たれている。学生に対する進路ガイダンスや相談会は必要に応じて随時クラス担任が行っている。

② 防火・防災管理者講習に参加した。また、課外活動の一環として、立川防災館にて社会見学を行い、管轄の八王子消防署とも連携し、実際に学校の行事としての「避難訓練」を行っているため、教職員と共に学生たちの防災意識が高まっている。気象警報発令時の措置として、当日に教職員グループで確定した情報を学生グループに周知している。学生には、前日お知らせの時間も事前に連絡している。

6 教育環境

評価2

①施設・設備の安全性・環境設備は整っているか。

②学習に必要な教材等は整っているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

- ① 施設・設備は、告示申請内容から変更はなく、安全性や環境設備については、点検を行い、その報告書を作成した。学生数が増えた際の遮音性の問題は要検討。
- ② 教師用図書と生徒用図書は、その目録を作り記録した。この1年間に購入した書籍も目録に記載した。

7 入学者の募集

評価2

募集案内と入学案内の規定によって適切に募集しているか。海外において過大宣伝をせず、忠実に当学院の特徴をPRし、規定された金額以外の費用徴収を厳禁することを徹底しているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

- ① 募集案内に従って学生募集を行い、仲介機関に対してもその内容を徹底しているが、教育目標に合致した学生の受け入れを進められるように、さらに入学選考の強化を図る必要がある。
- ② パンフレットやホームページの記載事項は募集内容と一致している。
- ③ 学生が来日前に留学生活や日本での進学に関する情報を入手できるように資料を整える。

8 財務

評価1

中長期の財務が安定しているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

当校は4階建て自社ビルを所有しており、校舎は4階部分のみ使用している。1-3階は他社と賃貸契約しており、1F: Faraday Factory Japan 合同会社(コイル製造)。2F: 株式会社法学館/伊藤塾(法律と司法試験などの本を保管)。3F: 有限会社シティーソフト(IT関係)。賃貸収入があるため、財務については安定している。

9 法令遵守

評価1

入管法等の法律を遵守しているか。入学時に丁寧なオリエンテーションを行い、定期的に職員会議により最新の法律情報(改正変化等)の学習や在校生を対象とするホームルーム等を実施して、法律等の知識を周知させているか。

<現状・具体的な取り組み／課題>

- ① 告示基準に従い、東京出入国在留管理局に定期的な届出を行った。
- ② オリエンテーションの資料を更新し、各国語版を作成した。

日本語学校の資源などを利用して、八王子市地元の市民祭りに参加するなどの社会貢献をしているか。日本語学校の運営について地元住民からの理解を得ているか。

<現状・具体的な取り組み/課題>

- ① 学校は引き続き「地域に望まれる日本語学校」を目指し、今年は「北八町内会」に加盟し、8月には開催する「北八まつり」に参加し、その節の福引景品を協賛した。
- ② 近隣住民との交流を深めるために、町内活動のチラシを配布し（イベントや地域ボランティア活動、祭り等）積極的に参加してもらうように努めた。

<<添付資料>>

1. 学校施設の確認報告書（項目6 教育環境）
2. 告示校としての届出と報告リスト

2024年3月31日
経営取締役 張 麗波
学 院 長 樋口裕一
教務 主任 角田謙一
専任 講師 土屋 巖
事務 職員 古海静香

学校施設の確認報告

以下の通り、学校施設の点検を行いました。◎の施設は問題が無いことを確認しました。

1. 告示申請時の設備に変更がない。 ◎
2. 各教室の整備
 - ① 窓の開閉は安全に行える。 ◎
 - ② 照明器具は正常に稼働する。 ◎
 - ③ エアコンは正常に稼働する。 ◎
 - ④ 椅子・机に故障がない。 ◎
 - ⑤ 視聴覚機材は正常に使用することができる。 ◎
3. トイレ等水回りの設備は正常に使用できる。 ◎
4. 図書室・ラウンジは正常に使用できる。 ◎
5. 保健室は正常に使用できる。 ◎
6. 登下校時の建物内学生通路は安全が確保されている。 ◎
7. エレベータの保守点検がきちんと行われている。 ◎

2024年3月11日

告示校としての届出と報告について

今年度は①～⑦の中、必要となる報告はすべて行った。

① 申請取次報告

1月～12月分を翌年の1月末までに郵送する

② 自己点検の公表

年1回行う自己点検結果をホームページ等で公表する

③ 在籍者報告（入管法19条16項、17項に基づく報告）

年2回（5/1及び11/1現在の在籍者情報を、各14日以内に出入国在留管理庁に届出る）

電子届出システム利用可

④ 出席率報告（告示基準46号）

年2回全学生の出席率を報告する（4月～9月分は12月末まで、10月～3月分は6月末まで）

電子届出システム利用可

⑤ 日本語能力等習得状況報告（告示基準44号）

3月までに修了した者について、6月末までに報告する

電子届出システム利用可

⑥ 告示基準適合点検結果報告（告示基準45号）

毎年4月1日時点における適合性について6月末までに報告する（職員名簿等含む）

電子届出システム利用可

⑦ 随時報告事項

1) 受入開始届け（学生入学後14日以内）

2) 受入終了届け（学生終了後14日以内）

3) 退学届け（学生退学の翌月末まで）

4) 出席率報告（5割以下）（発生翌月末まで）

2024年3月11日